

国内におけるカナダガン防除の取組事例

カナダガン (*Branta canadensis*) の亜種、オオカナダガン (*Branta canadensis moffiti*) は、現状で要注外来生物に選定されている。要注外来生物は、「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく飼養等の規制が課せられてはいない。これは、国内での被害に関する知見が不足していることから特定外来生物への指定が見送られたためである。

2008年12月、オオカナダガンが定着している丹沢湖から直線距離で約30kmに位置する相模川にシジュウカラガン (*B.h. leucopareia*) が飛来するという事例が発生した。また、山梨県富士河口湖町ではオオカナダガンによる農作物(イネなど)への食害被害や糞によって遊歩道や建物が汚されるという被害が発生した。

このように、近年になって在来種のシジュウカラガンとの交雑といった生態系に係る被害の可能性が危惧されているほか、農作物被害や糞による衛生被害が報告されており、神奈川県丹沢湖及び山梨県の河口湖においてオオカナダガンの捕獲が実施されている。

1. 神奈川県山北町(丹沢湖)

2008年12月、在来種であるシジュウカラガンが、丹沢湖の近隣に飛来するという事例が発生し、交雑による生態系被害の可能性が危惧されることとなった。

専門家グループの事前調査において、丹沢湖でオオカナダガン11羽を確認(ただし、捕獲時に確認されたのは9羽)。鳥獣保護法に基づく「学術捕獲」の許可を受けて捕獲を実施している。捕獲個体は飼育下での生態調査、足輪等の装着による野外での生態調査に利用された。

丹沢湖におけるオオカナダガン捕獲記録

捕獲年月日		捕獲手法	捕獲許可	捕獲数	捕獲後の経過
2010年	2月13日	手捕り	学術捕獲	4羽	すべて飼育施設へ移送
	2月22日	手捕り	学術捕獲	5羽	3羽を飼育施設へ移送 2羽は足輪を装着し、放鳥

2 . 山梨県富士河口湖町（河口湖）

近年、河口湖に定着しているオオカナダガンによる農作物（イネなど）への食害被害や糞によって遊歩道や建物が汚されるという被害が発生した。そのため、山梨県富士河口湖町が申請主体となった鳥獣保護法に基づく「有害鳥獣捕獲」として専門家グループによる捕獲が、2012年4月から開始された。事前の調査では河口湖にはオオカナダガン約50羽が確認されている。2013年4月までに25羽を捕獲し、計算上では残り25羽となるが、2013年6月の捕獲前に実施した観察では17羽のみが確認されており、捕獲時点において河口湖に生息するすべての個体が捕獲された。

河口湖によるオオカナダガン捕獲記録

捕獲年月日		捕獲手法	捕獲許可	捕獲数	捕獲後の経過
2012年	4月21日	手捕り	有害鳥獣捕獲	10羽	5羽を飼育施設へ移送 5羽は安楽殺
	5月25日	手捕り	有害鳥獣捕獲	4羽	3羽を飼育施設へ移送 1羽は安楽殺
2013年	4月15日	手捕り	有害鳥獣捕獲	11羽	2羽を飼育施設へ移送 9羽は安楽殺
	6月29日	袋網	有害鳥獣捕獲	17羽	すべて安楽殺

【参考文献】

加藤ゆき．2010．カナダガン捕獲大作戦．自然科学のとびら，神奈川県立生命の星・地球博物館 16(2)：10-11p．

石井隆・葉山久世・加藤ゆきほか．2013．河口湖で野生化していたカナダガンの袋網を用いた捕獲の記録．日本野鳥の会神奈川支部．BINOS Vol.20:9-20p．